

令和8年度 土地改良施設突発事故復旧・防止事業
霞ヶ浦用水地区千代川線復旧（その1）工事

特 別 仕 様 書

【当 初】

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

第1章 総則

令和8年度土地改良施設突発事故復旧・防止事業霞ヶ浦用水地区千代川線復旧（その1）工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、霞ヶ浦用水地区突発事故復旧事業計画に基づき、千代川線漏水事故の復旧を実施するものである。

2. 工事場所

茨城県結城郡八千代町新井地内

3. 工事概要

千代川線

施工延長 L=195.293m

施工始点 測点 No. 3+93.320

施工終点 測点 No. 5+88.613

（内訳）

布設替え ダクタイル鋳鉄管 ALW2種 呼び径 900mm L=41.81m

管更生工法（反転工法） 呼び径 900mm L=153.483m

不飽和ポリエステル樹脂+ポリエチレンコート t=14.0mm

アスファルト舗装 A=33 m²

仮設工 1式

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

水路内施工は、非かんがい期となる9月1日以降でなければ工事着手できない。

また、契約日から令和8年8月24日までは余裕期間とする。

2. 工事期間中の休業日

（1）工事期間中の休業日としては、雨天・休日等13日/月を見込んでいる。

（2）原則、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇（8月12日～8月14日）及び年末年始休暇（12月28日～1月3日）は工事を行わない。

ただし、週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により、上記の工事を施工しない日において、やむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 施工しない時間帯

原則、午後5時00分から午前8時00分まで。

なお、冬期間の気象条件等により、上記の工事を施工しない時間帯において、やむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 現場技術員

本工事は、共通仕様書「第1編第1章1-1-11」に規定している現場技術員を配置する。なお、氏名等については、別に通知する。

5. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1「工期通知書」により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている203日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

請負契約の締結後から工事の始期までの期間（余裕期間）については、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は、受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和9年3月15日（工事完了期限日）まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

6. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、「砂質土及び粘性土」を想定している。

2. 第三者に対する措置

（1）騒音・振動対策

- 1) 騒音、振動対策については、十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。
 - 2) 施工時に第三者より苦情等が発生した場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。
なお、第三者との協議において対策を講じる必要がある場合には、本工事に騒音、振動調査を変更追加することがある。
- (2) 現場進入路
- 図面に示すとおり、工事用車両の工事現場への出入りに際しては、八千代町町道を利用し、良好な状態を維持するため管理を行うものとする。
- (3) 保安対策
- 本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。
- (4) 交通対策
- 1) 本工事については、一般車両、周辺住民の通行等に支障のないよう、十分に安全対策を講じるものとする。また、図面に示す工事用道路での走行は徐行とし、民家周辺においては特に留意するものとする。
 - 2) 八千代町道の通行にあたって、路面及び構造物に損傷を与えた場合は、その対策について監督職員と協議するものとする。
 - 3) 工事用車両は、工事工区内外の運行に際し、制限速度等を遵守しなければならない。
 - 4) 一般車両、周辺住民の通行等に支障のないよう、十分に安全対策を講じるものとする。
 - 5) 公道の通行に当たっては、一般車両の優先に配慮し、通行等に支障を及ぼさないよう留意するとともに、事故防止に努めなければならない。
 - 6) 資機材及び建設発生土の搬出等により、路面の汚損が生じないように留意するものとする。
- (5) 安全対策
- 工事用車両の工事現場への出入りに際しては、必要な安全対策を講じるものとする。また、夜間に開口部が発生する場合には、転落防止ネットを設置する等の対策を行うものとする。
- なお、工事期間中における昼夜の安全対策については、交通制限の範囲、標識及び安全施設等の配置について、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (6) 現場内への立入制限等
- 安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要に応じ、安全施設を設置するものとする。
- (7) 防塵対策
- 防塵対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。なお、現地の状況等により対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
- (8) 境界付近の施工等
- 境界付近の施工において、他の施設（道路、家屋等）と近接して施工する場合は、施設の保全を十分考慮して行うものとする。
- (9) 土砂等の流出防止
- 天気予報に十分な注意を払い、工事区域外への土砂等の流出防止に努めなければならない。

3. 隣接地に対する措置

本工事範囲及び周辺部の既設構造物については、工事着手前に位置・高さ等を測定し記録しておくものとする。

また、監督職員が指示する箇所については、工事実施期間中、定期的に位置・高さ等を観測し監督職員に報告しなければならない。

なお、構造物に影響が生じると想定される場合又は異常を発見した場合は、直ちに作業を中止し応急措置を行うと共に、事後の処理について、監督職員と協議しなければならない。

4. 関係機関との調整

(1) 関係機関との協議

関係機関との協議は、発注者側において行うが、工事実施に際し必要となる交通規制、使用申請及び連絡調整は、監督職員と打合せのうえ、受注者が行わなければならない。

5. 工事の安全対策

(1) 工事中の安全管理（架空線）

本工事現場内には架空線があるため、共通仕様書3-2-2（2）に基づく現地調査及び共通仕様書1-1-37の5に基づく必要な対策を実施し、監督職員に報告しなければならない。

また、追加で対策が必要な場合等は、監督職員と協議するものとする。

(2) 工事中の安全管理（埋設管）

施工区間内には、図面に示す位置に排水管等が埋設されているため、十分注意して施工しなければならない。また、埋設位置を確認するために試掘等が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

第5章 指定仮設

1. 建設発生土受入地

(1) 建設発生土受入地

本工事では、発生土として次の土量の搬出を予定しており、搬出先にて放土するものとする。

また、搬出に先立ち、事前に監督職員へ協議するものとする。

搬出先	地先名	搬出予定量	摘要
県営畑地帯総合整備事業 若地区	茨城県結城郡八千代町若	60m ³	現地土

(2) 発生土（搬出）

本工事の現場発生土は、建設発生土受入地に搬出するものとするが、本工事内で流用を行う発生土については、施工ヤードに仮置きするものとし、施工ヤードの使用に当たっては、隣接地に土砂等の流出が生じないように善良な管理を行うものとする。

なお、仮置き土に飛散のおそれがある場合は、監督職員と協議するとともに、対策を行うものとする。

名称	場 所	備 考
布設替え区間	No. 4+29.130 付近	民家
管更生区間	No. 5+82.613 付近	民家

2. たて込み簡易土留工

たて込み簡易土留工の施工においては、事前に構造計算を行い、監督職員の承諾を得るものとする。なお試掘により土層、地下水位等を確認する必要がある場合は、位置等について監督職員と事前に打合せを行うものとする。

また、捨梁は砕石基礎断面（管底 300 mm以内）の外に設置しなければならない。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりであり、次に示す期間に使用できる。

(1) 施工ヤード

施工ヤード	令和8年9月16日～令和9年3月15日
-------	---------------------

2. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち関係地権者及び監督職員立会いのうえ、用地境界、使用条件の確認を行わなければならない。
- (2) 工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員及び関係地権者の立会いのうえ、確認を受けなければならない。
- (3) 工事用地等以外の用地が受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返地する場合は、発注者に報告するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、JIS 規格品については、改正工業標準化法（平成 16 年 6 月 9 日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JIS マーク表示認証工場）とする。

(1) 石材及び骨材

- | | | | |
|--------------|-------|------------|----|
| 1) 再生クラッシュラン | RC-40 | JIS A 5001 | 準拠 |
| 2) 再生密粒度アスコン | 13 | | |

(2) 配管材

1) ダクタイル鋳鉄管

管 種	呼び径	規 格	仕 様
直 管	900 mm	ALW 形 AL2 種	JIS G 5526、JPA G 1053
直 管	900 mm	K 形 DD 種	JIS G 5526、JPA G 1027
異形管	各種	K 形、継ぎ輪・押輪	JIS G 5527、JPA G 3004

2) 鋼管

鋼製短管 FRPM (CC) 挿し K 形受口 L=1.00m

鋼製短管 K 形挿し FRPM (CC) 受口 L=1.00m

鋼製短管 K 形挿し FRPM (CC) 受口 L=1.50m

(3) 管更生材

本工事で使用する管更生材の規格及び品質については、次に示すとおりである。

品質項目	照査方法	規格値
曲げ応力	JIS K 7171	135MPa 以上
曲げ弾性率	JIS K 7171	7000MPa 以上
引張強さ	JIS K 7161	81MPa 以上

工事で採用する工法については、事前に設計条件に基づいた構造計算書及び設計仕様、施工方法、粗度係数を検証した公的機関の試験データ及び水理計算書等を添付して、監督職員の承諾を得るものとする。

なお、具体的な施工方法については、管路更生専門技士の立会の上で工法協会の通知する推奨施工管理書を厳守し、施工後の調査工にて目視による品質確認を行うこととする。

管路更生技士とは、各工法協会が実際に施工する技術者を対象に行っている実技研修を伴う技能講習会を修了したものを指す。

既設管：FRPM 管 3 種、 ϕ 900mm、L=153.483m

管の仕上がり内径：850mm 以上

管に作用する内圧：0.531MPa

荷重条件：自動車荷重 T-25

土被り：最小 2.45m、最大 3.53m

(4) アスファルト混合物

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定されたアスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証混合物総括表）の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。

なお、これによらない場合は、製造会社の材料試験成績書、配合及び基準密度の決定に関する資料を、監督職員に提出しなければならない。アスファルト混合物は、アスファルトコンクリートを使用するものとし、混合物の標準配合は、「アスファルト舗装要綱（社団法人日本道路協会）」及び「舗装再生便覧（社団法人日本道路協会）」によるものとする。

(5) 土木安定シート

強度 1,220N/5 cm 以上、かつ厚さ 0.37 mm 以上

(6) 埋設物表示テープ

幅 150 mm 2 倍折込 ポリエチレンクロス 黄テープ

(7) 再生砕石

本工事において管体基礎工として使用する再生砕石については、管体及び継手に悪影響を及ぼさないよう、成分の固化により集中荷重（点支持）となるアスファルト殻や再資源化施設の製造工程で混入する金属等（以下「異物等」という）を除去したものを使用するものとする。

また、受注者は、再生砕石の使用に当たっては、再生砕石に異物等が含まれていないことを確認した上で、見本又は資料提出の際に、再資源化施設における再生砕石の写真を併せて提出し承諾を得るとともに、現地搬入段階においては、監督職員の立会確認を受けなければならない。

(8) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合は、これに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

2. 見本又は資料提出

次に示す工事用材料は、使用前に試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

ただし、管材の検査報告書又は受検証明書は、検査後に提出するものとする。

なお、これ以外の材料についても、監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
石材及び骨材	試験成績書・粒度分布表・産地証明書
配管材（ダクタイル鋳鉄管）	検査報告書
配管材（鋼管）	日本水道協会指定検査工場登録通知書、 受検証明書又は検査報告書
鋼製異形管	同上並びに製作図
アスファルト混合物	試験成績書
土木安定シート	カタログ
埋設物表示テープ	カタログ
その他材料（監督職員が指示するもの）	カタログ又は試験成績書

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

材 料 名	検査・試験項目	備 考
管更生材	外観・運搬状況（温度）	現場搬入時

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

資 材 名	規 格	調達地域等	備 考
敷鉄板	t=22	茨城県筑西市	施工ヤード・工事用道路
たて込み簡易土留め	H3.5～4.5m	茨城県古河市	管路工・管更生工

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点が必要な場合には、別途、監督職員が指示するものとする。

(2) 舗装切断に伴う排水等の処理

舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。また、当該排水処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを監督職員に提出しなければならない。

2. 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン 13	アスファルト舗装工
再生クラッシャラン	RC-40	管体基礎工

なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」（（公社）日本道路協会発行）等を遵守しなければならない。

(2) 建設資材廃棄物等の現場内利用

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物について、本現場内で利用可能か検討し、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。

なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。

3. 建設資材等の搬出

(1) 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処 理 施 設 名	住 所	受入時間	事業区分
アスファルト廃材	(株)磯建リサイクル資材センター	茨城県結城郡八千代町平塚 4807-122	8:00～17:00	中間処理
汚泥 (舗装切断排水)	(株)日の丸商事中間処理場	茨城県つくば市和台原 1494-4	8:00～17:00	中間処理
プラスチック廃材 (土木安定シート)	(株)ニシノ産業オリーブリーフ.L	茨城県笠間市安居 2478-3	8:00～16:30	中間処理

(2) 撤去した既設管（FRPM 管特定 CC 管）については、新井揚水機場敷地内（茨城県八千代町新井 549-2）へ仮置きすることとする。

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容予備解体方法	① 仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

注) ■が該当部分である。

5. 土工

(1) 表土剥ぎ

耕地の表土の剥ぎ取り厚さは、30cm 程度とし、表土の仮置きに当たっては、他の土砂が混入しないようにしなければならない。

なお、表土の剥ぎ取りに先立ち、監督職員、地権者等の立会を得て、表土の厚さの確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。

(2) 床掘

- 1) 掘削土のうち、埋戻しに使用するもの以外は、建設発生土受入地へ搬出しなければならない。
- 2) 床掘りに当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又はそのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。
- 4) 過掘となった場合は、管体基礎材(RC-40)で埋戻し、振動コンパクタ 90 kg 級又はタンパ 60～90 kg 級により、締固め密度 90%平均(±5%以内)以上となるよう十分に転圧しなければならない。

(3) 埋戻し

- 1) 管頂 30cm 以上の埋戻しは、発生土で埋戻しを行う計画であるが、発生土が埋戻しに流用できない場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2) 埋戻しは、管及びジョイントに偏圧や無理な荷重・衝撃を与えないよう十分注意し、施工しなければならない。
- 3) 管の頂上 60cm までの埋戻しは、一層仕上がり厚さ 30cm 以下となるよう管の左右に均等にまき出し、管に損傷を与えないよう 1.1t 以下(管頂上 30cm までは、コンパクタ・タンパ等)の締固め機械により、締固め度 85%以上となるよう締固めなければならない。
- 4) 管頂 60cm 以上の埋戻しは、前項と同様のまき出しとし、施工条件に合った機種の締固め機械で締固めなければならない。

5) たて込み簡易土留部の施工は、土留板をまき出し厚さごとに引き抜いた後に、締固めを行うものとする。

(4) 作業残土処理

- 1) 建設発生土受入地へ搬出する残土は、搬出量の検測を行うものとする。
- 2) 残土の搬出にあたっては、公衆道路の汚損防止に努めるものとする。
- 3) 重大な影響を防止するために、新たな汚損防止対策及び交通対策等が必要となった場合は、監督職員と協議を行うものとする。

6. 管体基礎工

(1) 基床部の不陸整正及び整形は、管を均一に支持できるように、浮き石等を除去して平滑に仕上げ、十分に締固めなければならない。

(2) 基床部及び管側部の締固めは、一層の仕上り厚さが 30cm 程度になるようにまき出し、振動ローラ 1.1ton 以下により締固め度 90%平均(±5%以内)以上となるよう締固めなければならない。

なお、管側部の締固めは左右均等に巻き出し、コンパクタ・ランマ等により行うこととするが、これらによる締固めが不可能な箇所は突き棒等により入念に施工しなければならない。

また、管外面を締固め機械で直接打撃するなど、管外面に損傷を与えないよう、十分留意して施工しなければならない。

(3) 管継手掘部は、管布設後速やかに埋戻しをしなければならない。

(4) たて込み簡易土留部の施工は、土留板をまき出し厚さごとに引抜いた後に、まき出し締固めを行うものとする。

7. 管更生工

(1) 施工前現場実測

更生材発注の前に、当該現場の実態を把握するため、既設管の管径、管路区間延長等の各種実測を行うものとする。

1) 既設管管径の実測

既設管の管径を現地で確認するものとする。

施工前に行う既設管の内径の計測は、直接更生材の厚さを計測できない中間部の更生管厚及び更生管と既設管の隙間の出来形管理に用いるものとし、中間部は施工後の内径計測と同じ位置の概ね 20m に 1 箇所の頻度で計測するものとする。

なお、計測位置は測点や管口からの距離で管理するものとする。

2) 管路区間延長の実測

該当区間を実測し、屈曲箇所等を考慮した上で延長を確認するものとする。

3) その他

現場周辺の状況を確認し、工事車両の進入路や配置等を適正に行うものとする。

(2) 施工前管路内調査

施工に先立ち目視による直接調査を行い、施工に支障のある障害物の有無を確認し、事前処理工の必要がある場合には処理方法を検討するものとする。また、傾斜部等で目視による直接調査が困難な場合は、TV カメラ調査方法を検討するなど監督職員へ協議するものとする。

1) 段差、隙間、管ズレ、屈曲等の確認

既設管の段差、隙間、管ズレ、屈曲等について確認するものとする。

管路内調査等の結果、施工に支障のあることが確認された場合は、監督職員と協議するものとする。

2) 事前処理工の検討

事前処理を行う必要のあるモルタルや錆こぶ等の堆積物、鉄筋の突出、浸入水等の有無を確認し、それらが認められた場合は、事前処理方法等について監督職員と協議するものとする。

処理方法及びその費用は、監督職員と協議するものとする。

(3) 事前処理工

施工前管路調査の結果に基づき、施工に支障を来す要因の内容に基づいて処理方法を選定し、事前処理工を行うものとする。

1) 突き出し、錆こぶ、モルタル等の除去

管路内の異物や突き出し等は、完全に異物を除去するものとする。

2) 浸入水の仮止水

更生材の性能に支障を来すような浸入水がある場合は、仮止水を行う。仮止水の方法については、パッカー注入、部分補修等による止水の方法を検討し、当該現場に最も適した方法で行うものとする。

(4) 施工前管路内洗浄工

更生工の直前に既設管内の洗浄を十分に行い、出来形に悪影響を及ぼす可能性のある土砂、小石、管壁破損片等を完全に除去するものとする。

洗浄後に目視にて、既設管内が十分に洗浄されているかどうかの確認を行い、既設管内に施工に支障を来しそうな異物が残留している場合は、再度管路内洗浄を行うものとする。

(5) 更生材挿入工

更生材の搬送は、保管容器等に入れ、極端な高温（60℃以上）や低温（-10℃以下）、損傷防止に留意して行うものとする。

保管温度は、メーカー等が定めた温度を遵守するものとする。

施工作業は、工法の施工に必要な技術資格保有者が作業に従事するとともに、それぞれの工法協会等が定めた施工マニュアルに従うものとする。

(6) 加熱・拡張工

既設管内に挿入した更生材を、空気圧、水圧、蒸気圧により拡張する。加熱・拡張の際には、加熱時の更生材内圧力管理、管表面温度管理等を行うものとする。

拡張状況は目視で随時確認し、過剰な拡張が見られた場合は速やかに減圧するものとする。

(7) 硬化工（温水シャワーリング）

既設管内に挿入し、水圧・空気圧によって拡張した更生材を、温水シャワーリングによる熱硬化によって硬化させるものとする。

硬化時は、更生材内圧力、硬化温度、硬化時間等について管理を行うものとする。

(8) 冷却工

更生材の表面温度が規定値になるまで、冷水や圧縮空気による冷却・冷却固化を行うものとする。

(9) 端部（管口）処理工

硬化・固化後に端部から漏水・まくれ等が発生しないよう端部処理材料等を用いて端部処理を行うものとする。端部処理は、更生管の耐用年数にも対応した方法で行わなければならない。

端部処理は、更生材の硬化収縮が収束した段階で行うものとする。

(10) 補修工

- 1) 管更生工の完了直後及び供用開始後における管内調査の結果から、不具合箇所において補修工による対策が妥当であると認められる場合、監督職員と補修方法及び費用負担等について協議し、承諾を得てから行うものとする。また、その他、監督職員が指示する箇所についても、補修等の対策を行うものとする。
- 2) 補修工に際しては、補修材料及び更生材料との接点材料が更生材料と同等、若しくは、それ以上の強度を有することを証明する試験結果等の資料を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

8. 構造物撤去工

(1) 構造物取壊し工

- 1) 受注者は事前に対象構造物の寸法、形状、再利用の可否について調査を行い、監督職員へ報告を行うものとする。
- 2) 構造物取壊しに伴い、新たに振動・騒音対策の必要が生じた場合は、監督職員と協議を行うものとする。

(2) 構造物撤去工

- 1) 再利用する構造物は、慎重に取り外しを行うとともに、損傷を与えないよう保管を行うものとする。
なお、再利用が不可と判断される場合は、監督職員と協議を行うものとする。
- 2) 畦畔及び畦畔ブロック・境界杭等の構造物は原則、撤去せず存置する計画であるが、撤去が必要となった場合や保護対策が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 運搬処理工

撤去物は事前に搬出量の検測を行い、監督職員へ報告するものとする。

9. 管体工

(1) ダクタイル鋳鉄管

- 1) ダクタイル鋳鉄管の据付は、共通仕様書第7章7-6-3ダクタイル鋳鉄管布設工によるほか、接合は(社)ダクタイル鉄管協会発行「W05 K形ダクタイル鉄管接合要領書」、「W20 ALW形ダクタイル鉄管接合要領書」に準拠するものとする。
- 2) 管の接合に用いる接合部品は、JIS G 5527(ダクタイル鋳鉄異形管)の附属書(ダクタイル鋳鉄管及び異形管用接合部品)による。
- 3) 切管の長さは、1m以上とする。また、継手形式の仕様に従って挿し口部の加工を行い、加工部は専用の補修塗料を用いて管の外周と同等の塗装をしなければならない。
- 4) 管の取扱いは共通仕様書第7章7-2-2一般事項1.運搬及び保管(1)によるものとするが、誤って塗装塗膜に損傷を与えた場合は、損傷部の調整・清掃の後、メーカー指定の一液塗料又は補修用スプレー塗料を使用し、塗り残し・塗りむら等がなく、均一な塗膜が得られるよう仕上げ、補修しなければならない。

(2) 既設管(FRPM管)の強度試験

既設管(FRPM管(CC成形)φ900mm)については、1箇所程度外圧(基準たわみが外圧・試験外圧)試験(JIS A 5350)を実施するものとする。なお、試験片長さは300mmとする。

(3) 既設管（FRPM 管）の試掘

管製作前に試掘調査を実施するものとする。なお、試掘調査にあたっては、監督職員と協議の上、試掘箇所を設定するものとする。

10. 仮設工

(1) 施工ヤード・工事用道路

施工ヤード及び工事用道路は、別添の仮設計画図に示す位置で土木安定シート及び敷鉄板を敷設する計画としているが、現場条件等により別途対策工が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。また、表土剥ぎについては、監督職員、地権者等の立会により表土の厚さ、標高の確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。なお、設置されていた土木安定シートについては、廃プラスチックとして処分すること。

(2) 用地境界杭等

既存の用地境界杭等は、その保存に努めなければならない。やむを得ず用地境界杭等の仮移設等が必要となる場合は、監督職員の指示によるものとする。

(3) 水替工

工事現場内における排水量は以下のとおり想定しているが、施工に先立ち土質や試掘等により湧水量を想定したうえで、排水計画を検討しなければならない。なお、水替工の排水は、最寄りの排水路等に排水することを計画している。

1) 設置箇所：2箇所（30m 毎に1箇所を想定）

2) 排水量：0～6 m³/h

3) ポンプ台数：φ50mm*1台

11. 附帯工

(1) 埋設物表示工

管頂から 60 cmの位置に埋設表示テープを埋設するものとする。

12. 原形復旧工

(1) 耕地復旧

1) 耕起

土木安定シートを撤去後、農耕用トラクター等により耕起を行わなければならない。

また、耕土等には、絶対に碎石等を混入させてはならない。

2) 原形復旧

撤去復旧図に基づき、原形復旧するものとする。

(2) アスファルト舗装

1) 工事受注者は工事着手前に道路全幅員について路面状態、路面高を記録し、監督職員へ報告するものとする。なお、施工範囲外の路面に損傷等が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

2) 管体埋設後は速やかに埋戻しを行い、舗装による復旧を行うものとする。

3) アスファルト舗装がされている町道においては、舗装を行ったうえで交通制限を解除するものとし、路面が土砂及び砂利の状態で交通制限を解除してはならない。

4) 仮舗装後に沈下及び損傷が生じた場合は、監督職員確認のうえ、オーバーレイ等により補修を行うものとする。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編1-1-12に規定する（1）又は（2）の資格を有するものでなければならない。

2. 施工管理

（1）施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

1）ダクトイル鋳鉄管接合の施工管理については、各種接合要領書（日本ダクトイル鉄管協会発行）を準用する。

（2）施工管理基準からの除外項目

施工管理基準に定めている次の項目については、適用除外とする。

1）アスファルト舗装工

- ・出来形管理〔平坦性、コア採取〕
- ・品質管理〔密度測定〕

（3）出来形管理

1）直接測定による出来形管理

以下に示す項目については、硬化時の収縮が収まった後に行うものとする。

ただし、工法により下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工 種	項 目	管理基準値及び規格値	測定基準
管更生工	外観	キズ、亀裂、断裂の不良箇所が認められず、更生管の性能を損なうフィルムはがれ、浮き、変色、硬化不良箇所等が認められないこと	全施工延長 目視による外観検査
	更生管内径	最低確保内径以上	管端部、中間部 20m に 1 箇所（縫い目や重ね合わせ部は除く）、段差部、屈曲部の 4 点 (0° , 90° , 180° , 270°)
	更生管厚さ	設計厚さ以上であること	管端部 4 点 (0° , 90° , 180° , 270°)
	施工延長	設計延長以上	実測による
	更生管のシワ	呼び径の 2 % 以内	断面の位置・規模、縦断長さ、縦・横シワの区分を計測
	既設管と管更生の隙間	最大隙間量が 5 mm 以下	発信部及び到達部の管口にて既設管と管更生の隙間を確認
	管口端部処理	端部処理に異常がないこと	浸入水、仕上げ材の剥離、ひび割れ等の異常がないことを確認

2) 撮影記録による出来形管理

以下に示すもののほか、「土木工事施工管理基準」第2表撮影記録による出来形管理1. 共通工事により撮影する。

工 種	項 目	撮影基準	撮影箇所
管更生工	材料・品質等	スパンごと	使用材料の保管・確認状況、現場試験体採取状況、試験実施状況
	事前処理工	箇所ごと	管内洗浄、障害物除去、止水等の施工状況
	更生工	スパンごと箇所ごと	更生管延長、挿入（引き込み状況、圧力管理）・硬化（圧力管理、温度管理）の施工状況、仕上がり厚さ・内径、更生管と既設管の隙間、仕上がり状況（施工前後）
	管内検査工	適宜 箇所ごと	目視による検査状況、シワ・たるみ・剥離・漏水・変色・ひび割れ等の異常（遠景と近景を撮影し、計測後、展開図へ記録）

(4) 品質管理

発進部及び到達部の2箇所では採取用の仮設配管等を行い、円管形状の試験体を採用する。

なお、現場条件や試験条件により、短冊の試験体とする場合は、短冊と円管の特性を踏まえた申告値とこれらの物性値を求めた試験成績書を監督職員に提出して承諾を得なければならない。また、以下に定める試験方法以外となる場合は、試験方法や試験体本数などを監督職員に提出して承諾を得なければならない。

工 種	試験（測定） 項目	試験方法	測定基準	規格値
管更生工	曲げ強度	JIS K 7038（プラスチック配管系-ガラス強化熱硬化性プラスチック（GRP z）管-リングの初期変位に対する破壊強さの試験方法	現場で採取した円管状の試験体を使用して曲げ強度を測定	試験値が短期保証値を上回ること
	曲げ弾性係数	JIS K 7013（繊維強化プラスチック管）の扁平試験	現場で採取した円管状の試験体を使用して曲げ弾性係数を測定	試験値が短期保証値を上回ること
	引張強度	JIS K 7037（プラスチック配管系-ガラス強化熱硬化性プラスチック（GRP）管-見掛けの初期周方向引張強さの求め方）	現場で採取した円管状の試験体を使用して引張強度を測定	試験値が短期保証値を上回ること

(5) 工事現場等における遠隔確認について

- 1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- 2) 遠隔確認の活用は、別紙の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf>」）によるものとする。
- 3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- 4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

3. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記 1) に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案） 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、（３）に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL（https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費 用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 通水試験

(1) 継目試験

テストバンドにかける試験水圧は、0.5MPaとする。

なお、試験結果により、漏水対策を講じる必要がある場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

(2) 通水試験（水張試験）

本工事で施工した施設は、水張試験を行う予定としているので、受注者はこの試験に立ち会うものとする。

なお、通水試験（水張試験）の際に漏水が確認され、調査の結果その原因が受注者の責であると判断された場合は、受注者の責任において補修しなければならない。

第 11 章 設計変更等の業務

受注者は、設計変更が生じ、設計変更に必要な測量、数量計算及び図面の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については、別途協議の上、設計変更にて計上するものとする。

第 12 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件等の変更に関与する主な事項は、次のとおりである。なお、軽微な変更については、両者協議のうえ契約変更の対象としない場合がある。

- (1) 第 2 章 4 に示す工事数量表に変更が生じた場合
- (2) 第 4 章 1 に示す土質に変更が生じた場合
- (3) 土質調査が必要になった場合
- (4) 振動・騒音対策の必要が生じた場合
- (5) 転石・湧水の出現又は、水替工に変更の必要が生じた場合
- (6) 構造等に変更が生じた場合
- (7) 材料の規格、数量に変更が生じた場合
- (8) 発生土が埋戻及び盛土に流用できない場合
- (9) 協議により第 4 章 2（3）に規定する保安対策について変更が生じた場合
- (10) 第 4 章 2（7）に規定する防塵対策の必要が生じた場合
- (11) 道路協議等、関係機関との協議調整により施工条件、施工方法等に変更又は追加が生じた場合
- (12) 指定仮設に変更が生じた場合
- (13) 土留工に変更が生じた場合
- (14) 工事用道路及び仮設計画に変更が生じた場合
- (15) 第 6 章に係る工事用地等の使用条件に変更が生じた場合

- (16) 第9章3(1)に規定する建設資材廃棄物等の再利用方法等に変更が生じた場合
- (17) 第10章2(4)に規定する品質管理手法に変更が生じた場合
- (18) 産業廃棄物処理場及び処理方法、処理数量に変更が生じた場合
- (19) 新たな産業廃棄物が出現した場合
- (20) 別に示す参考歩掛の検証の結果、協議により変更が生じた場合
- (21) 管体工及び管更生工に変更が生じた場合
- (22) 仮設工に変更が生じた場合
- (23) その他、監督職員が必要と認めたもの

第13章 その他

1. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

- 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
 - ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - イ) 工事請負契約書第18条(条件変更等)に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書(共通仕様書 様式 6-1~4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - イ) VE 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 2) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 3) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 5) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 6) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 7) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1-1-40 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副 2 部

3. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結日の翌日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続き後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。

4. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに関東農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事務所長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

- (5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

5. 快適トイレの試行

本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の1)～11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、12)～17)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須では無い。

【快適トイレに求める機能】

- 1) 洋式（洋風）便器
- 2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
- 3) 臭い逆流防止機能
- 4) 容易に開かない施錠機能
- 5) 照明設備
- 6) 衣装掛け等のフック付、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5 kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- 7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- 8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- 9) サニタリーボックス
- 10) 鏡と手洗器
- 11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- 12) 便房内寸法 900 mm×900 mm以上（面積ではない）
- 13) 擬音装置（機能を含む）
- 14) 着替え台
- 15) 臭気対策機能の多重化
- 16) 室内温度の調節が可能な設備
- 17) 小物置場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。受注者は上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】1)～6)及び【付属品として備えるもの】7)～11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

(4) 監督職員と事前に協議を行わず快適トイレを設置した場合や、必要書類を期日までに提出しない場合は、変更の対象としない場合がある。

6. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は、以下のとおりとし、原則として、計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計4つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により、組合せ、実施項目数及び実施内容を変更してもよいが、詳細については、監督職員と協議のうえ実施するものとする。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	① 昇降設備の充実 ② 環境負荷の低減 ③ I C T設備の充実 ④ 作業負荷の低減
営繕関係	① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ② 労働宿舍の快適化 ③ 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④ 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	① 工事標識・照明等安全施設の充実 ② 盗難防止対策（警報器等） ③ 健康関連施設の充実 ④ 野生生物・害虫対策等
地域連携	① 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） ② 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③ 社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） ④ 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

(3) 現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は、熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について、設計変更の対象とする。なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。

(4) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

7. 週休2日による履行実績取組証明書の発行

(1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

(2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は、次のとおりである。

①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 週休2日(4週8休以上)の実施方法は、次によるものとする。受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。
- (4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

8. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で事後精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

9. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書(以下「内訳書」という。)を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

10. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて、最終精算変更時点で設計変更することができる。
- ・ 営繕費 : 労働者送迎費、宿泊費、借上費
 - ・ 労務管理費 : 募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (2) 発注者は契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示するものとする。
- (3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「様式1」という。)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(以下「様式2」という。)を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類(領収書又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

11. 部分払いについて

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

12. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率(\%)} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※ 補正係数：1.2

13. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や、部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する、総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。

また、後工事の請負契約を随意契約により前工事の受注者と締結する場合には、前工事において合意した単価等を後工事において適用するものとする。

(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

14. 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

(2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙 7 に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大 7.5 点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。

15. 書類限定検査の実施

(1) 検査職員による検査について、下記の 9 書類に検査時の資料を限定し、資料検査を行うものとする。

なお、これによりがたい場合は、事前に追加書類を受注者に通知する。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳 (下請けとの関係及び下請引取検査書類を含む。)	⑦品質管理図表
③打合簿 (協議)	⑧工事材料品質証明書
④打合簿 (承諾)	⑨工事写真
⑤打合簿 (提出)	

(2) 書類限定検査に係る実施状況や、改善点等を把握するためのアンケートを実施する場合、受注者は協力しなければならない。

第14章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議する。

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
香山 泰久 殿

住所
商号又は名称
氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	令和8年度 土地改良施設突発事故復旧・防止事業 霞ヶ浦用水地区千代川線復旧（その1）工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

1 総則

1-1 目 的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

1-2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

1-3 適 用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事故時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

3 遠隔確認の実施

3-1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

（1）適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

（2）機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（A S P）等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用にあたっては、以下に留意すること。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。

(2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。

(3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。

(4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。

(5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

(6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

(7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

8 積算

(1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事实施に必要な施工管理費用（技術管理費）として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、追加で必要となる費用を計上する。

(2) 機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－１のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－１ 代表的な機器の耐用年数

機器等の名称	耐用年数
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	5 年
ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード	10 年

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

出来高部分払方式実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表1（第3条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表1、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものに係るものとする。

3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

(1) 部分払の回数

① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能のように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。

② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について
部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）

③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第42条第3項の部分払請求の上限回数について
各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）

ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第41条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

(前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。

4 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

5 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項から第5項までの規定を準用する。

7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。

- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額つき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

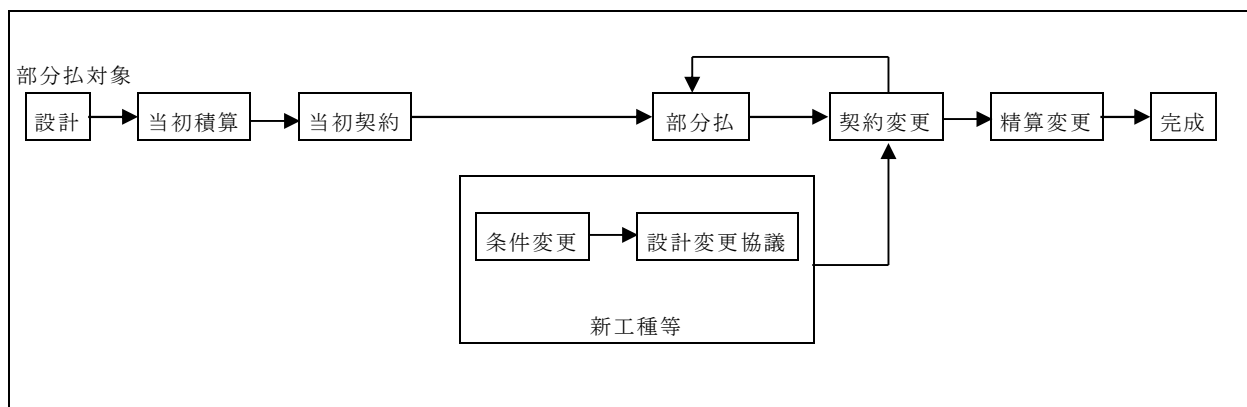
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するものとする。

6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

(2) 検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成 11 年 11 月 26 日付け 11 経第 1984 号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要がある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第3項及び第5項の規定に基づき受領いたします。

※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること、又は工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受理した後、直ちに発注者に提出すること。

※ 前払金請求書（全体請求書40%以内）は契約原本として保管。別紙2及び3は、支払に使用。

※ 前払金保証書は1回作成とする。（2回作成する必要はない。）

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 (I)

¥ (工事請負契約書第35条第 3 項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 (Ⅱ)

¥ (工事請負契約書第35条第 5 項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○〇〇〇〇工事

- 1. 請 負 代 金 額 ¥
- 2. 前 払 金 請 求 額 ¥
- 3. 受領済前払金額 ¥
- 4. 未受領前払金額 ¥

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座			
名 義			

令和 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

出 来 高

認 定 請 求 書

工 事 期 間

1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○○工事

2. 工 事 場 所

3. 請負代金額 ￥

4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第4項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

(注意) 出来高認定資料(出来高報告書、履行報告書等)を添付すること。(請負代金額の10分の2以上の場合)

工事工程表を添付すること。(工期121日以上経過(ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過)の場合)

認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

請負者 殿

(契約担当官等の官職氏名)